特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項 評価書	目

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県東庄町長

公表日

令和7年1月6日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	東庄町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 ①児童手当法に基づく受給資格者等の管理 ②支給額の決定及び支払 ③認定請求の処理 ④現況届の処理 ⑤その他の届出等の処理 ⑥保育料、給食費等の徴収 ⑦情報提供ネットワークシステムを介した情報連携
③システムの名称	児童手当システム,団体内統合宛名システム,中間サーバー,バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル	名
1. 児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一(56の項) ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第44条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二(26、30、87の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号 第19条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(74、75の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号 第40条、第40条の2
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 0478-86-1111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	健康福祉課子育て支援係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-79-0792
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		令和6年3月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
		ごれ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 又は全項目評価書において、リス	び全項目評価書			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ノステムを通じた入	手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	じた提供を除く。) [(〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か]]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	I]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+	-分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[+	-分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	バーの登録等は 情報による照名	こついては申請者 そのみとしている。	からの取る また、特定	得を厳 ≧個人	录事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナン は守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3 情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複 的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えら

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	バーの登録等については申請 情報による照会のみとしている	者からの取得を厳守しる。また、特定個人情報(所に係る横断的なガイドラインを遵守し、 、住基ネット照会を実施する場合は、4情 の取扱いについて、人手を介在する手作 スが発生するリスクへの対策は十分であ	情報又は3 f業は、複	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳリスク対策	_	Ⅳリスク対策の追加		
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関による担当	①部署 町民課	①部署 健康福祉課		所管の異動
令和3年4月1日	5. 評価実施機関による担当 I 関連情報 5. 評価実施機関による担当	②所属長の役職名 町民課長	②所属長の役職名 健康福祉課長		所管の異動
令和3年4月1日	1 開油棒根	町民課町民係 千葉県香取郡東庄町笹川い4 713番地131 0478-86-6070	健康福祉課子育て支援係 千葉県香取郡東庄 町石出2692番地4 0478-79-0792		所管の異動
令和4年3月4日	公表日	2021/4/19	2022/3/4	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 Ⅱ しきい値判断項目	2021/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年3月4日	2 取坏老粉	2021/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年3月4日	IV リスク対策 8. 監査	内部監査	自己点検 内部監査	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和6年4月1日	T 1 老1 / 法业1 配 石	2022/1/1	2024/3/1	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, バックアップシステム	児童手当システム, 団体内統合宛名システム, 中間サーバー, バックアップシステム	事後	
令和7年1月6日	ITTリフカ計学	-	十分である。	事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとしている。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	十分である。	事後	
令和7年1月6日	IVリスク対策 12. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバーの登録等については申請者からの取得を厳守し、住基ネット照会を実施する場合は、4情報又は3情報による照会のみとして、る。また、特定個人情報の取扱いについて、人手を介在する手作業は、複数人での確認を行うこととしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
				-	